

市民参加制度について

1 市民参加とは

旭川市では「行政活動に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案すること」と定義しており、市民が行政に対し意見を提出することを指します。

2 市民参加の目的

地方分権が進む中、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と市が意見や知恵を出し合いながら、一緒になってまちづくりを考えていくことが重要です。

そのため、施策や事業の実施に当たっては、市民の皆さんがどのような考えを持っているのか、また、どのようなことを望んでいるのかを的確に把握するため、様々な方法や形態で市民参加の取組を行い、それらの積極的な反映に努めながら施策等を進めています。

3 市民参加の対象

(1) 計画の策定・変更

【例】旭川市地域公共交通計画の策定

(2) 条例の制定・改正

【例】旭川市観光振興条例（仮称）の制定

(3) 制度の見直し

【例】カムイスキーリンクスリフト利用料の見直し

(4) 大規模施設の設置

【例】花咲スポーツ公園再整備基本構想

(5) その他、制度の運用や市有施設の運営など

【例】夜間における初期救急医療体制の変更

4 市民参加の方法

市は、施策や事業の内容、市民生活への影響などを十分考えて、それぞれの施策等に合った方法を選びながら、適切な時期に市民参加を求めます。

(1) 公募・コンペ

施策の形態や内容等を決めるため、特定のテーマについて広くアイデア等を募集する方法です。

(2) アンケート

施策の目的や内容に応じて、無作為又は任意に市民や世帯を選び出し、市民の意識を調査したり、市民意思の傾向を把握する方法です。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）

施策の趣旨、目的、内容、その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する意見を募集する方法であり、関係資料は、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（出張所及び東部まちづくりセンターを含む）・公民館などで配布します。

【手続きの流れ】

《市》 広報誌やホームページで、関係資料の配布場所や意見の募集期間などをお知らせします。

⇒《市民》 施策の案に対して意見等のある方は、書面や電子メールにより意見を提出します。

⇒《市》 提出された意見について検討します（意見を考慮して施策に対する意思決定を行います）。

⇒《市》 提出された意見に対する市の考え方（検討した結果）を、意見の提出者に回答します。また提出された意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。

(4) 市民会議

施策や課題とされるテーマなどについて、広く市民の意見を直接聴くために会合を開催する方法です。市民や関係者（団体、機関等）に参加を呼びかけ、問題提起や意見交換をしつつ、課題の解決方法や取組の方向性などについて討議を行います。名称は「市民フォーラム」、「意見交換会」、「説明会」など様々です。

【手続きの流れ】

《市》 ・施策等に関わりのある団体や機関等に文書などで参加を呼びかけます。

・広報誌などで広く市民に参加を呼びかけます。

※ 対象者は施策等の内容に応じて検討します。

⇒《市民》 市民と市、また市民同士が自由に議論や意見交換を行います。

(5) ワークショップ

市民意見の方向性を見出すため、市民や専門家など参加者全員が対等な立場で自由に意見を出したり、グループ作業等を行いながら調査や研究を行う方法です。

(6) 委員会

あらかじめ定数と任期を定めた一定の委員（メンバー）で構成する機関に、施策に対する意見を求めたり、専門的見地からの判断や考え方を求める方法です。

「附属機関」や「懇談会等」がこれに当たります。

【手続きの流れ】

《市》 委員には、原則として公募の委員を含めるものとし、審議内容や任期、募集人員や応募方法などを公表して、委員を募集します。

⇒《市民》 委員として審議等に参加したい方は、公表した応募方法により応募します。

⇒《市》 委員は、適正な男女比率や年齢構成、他の機関との兼職状況などを考慮し、幅広い分野から、それぞれの機関に合った人材を選考します。

⇒《市》 附属機関等が会議を開催するときは、開催日時や場所、議題、会議が公開か非公開かなどを公表します。

⇒《市民》 市からの諮問に応じて審議や調査等を行ったり、施策等について意見を述べ合ったりします（会議を公開で開催する場合は、誰でも傍聴することができます）。

⇒《市》 会議終了後、速やかに会議録を作成し、公表します。

5 「広聴制度」について

市では、市民参加を求める場合以外であっても「市民の声」を市政に反映させていく「広聴制度」によって、随時、市民の皆さんの御意見や御提案、御要望などをお聴きしています。

(1) 旭川未来創造ポスト

(2) まちづくり対話集会

(3) 旭川市民アンケート調査

(4) 市政モニター制度

(5) 旭川未来会議